

**港湾法第55条の3の3の規定に基づき、
国土交通大臣が管理する施設とその管理の内容
(令和6年7月2日～8月1日)**

輪島港関係..... 1

国土交通省港湾局

輪島港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（泊地）	泊地（－4.0m） （A－2－1及びA－2－2）	石川県輪島市	応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	泊地（－3.0m） （A－2－3及びA－2－4）		
	泊地（－1.0m） （A－2－5）		
	泊地（－7.5m） （A－2－6）		
外郭施設（防波堤）	第1防波堤 （B－1－1）		
	第3防波堤 （B－1－3）		
	第2波除堤 （B－1－4）		
	船溜波防堤 （B－1－5）		
	第5防波堤 （B－1－7）		
	波除堤 （B－1－8）		
	1号波除堤 （B－1－9）		
	第4防波堤 （B－1－10）		
外郭施設（防砂堤）	第2防砂堤 （B－2－2）		
外郭施設（導流堤）	導流堤 （B－4－2）		
外郭施設（護岸）	6号護岸		

	(B-5-6)		
	7号護岸 (B-5-7)		
	8号護岸 (B-5-8)		
	9号護岸 (臨港道路護岸) (B-5-9)		
	10号護岸 (臨港道路護岸) (B-5-10)		
	16号埋立護岸 (その1) (B-5-16)		
	17号埋立護岸 (その2) (B-5-17)		
	18号護岸 (B-5-18)		
	西 護岸 (護岸モデル) (B-5-20)		
	緑地護岸 (B-5-21 及び B-5-24)		
	25号護岸 (B-5-25)		
係留施設 (岸壁)	マリンタウン岸壁 (C-1-1)		
係留施設 (棧橋)	1号さん橋 (C-4-1)		
	2号さん橋 (C-4-2)		
	3号さん橋 (C-4-3)		
	4号さん橋 (C-4-4)		
係留施設 (物揚場)	1号物揚場 (C-6-1)		
	2号物揚場 (C-6-2)		
	3号物揚場		

	(C-6-3)		
	4号物揚場 (C-6-4)		
	5号物揚場 (C-6-5)		
	6号物揚場 (C-6-6)		
	7号物揚場 (C-6-7)		
	8号物揚場 (C-6-8)		
	9号物揚場 (C-6-9)		
	10号物揚場 (C-6-10)		
	11号物揚場 (C-6-11)		
	12号物揚場 (C-6-12)		
	13号物揚場 (C-6-13)		
	14号物揚場 (C-6-14)		
係留施設（船揚場）	1号船揚場 (C-7-1)		
	2号船揚場 (C-7-2)		
	3号船揚場 (C-7-3)		
臨港交通施設（道路）	臨港道路1号線 (D-1-1)		
	臨港道路2号線 (D-1-2)		
	臨港道路3号線 (D-1-3)		
	臨港道路4号線 (D-1-4)		
	臨港道路5号線		

	(D-1-5)		
	臨港道路6号線 (D-1-6)		
	臨港道路7号線 (D-1-7)		
	臨港道路8号線 (D-1-8)		
	臨港道路9号線 (D-1-9)		
	臨港道路10号線 (D-1-10)		
	臨港道路11号線 (D-1-11)		
	臨港道路12号線 (D-1-12)		
	臨港道路13号線 (D-1-13)		
	臨港道路14号線 (D-1-14)		
	臨港道路15号線 (D-1-15)		
	臨港道路16号線 (D-1-16)		
臨港交通施設(駐車場)	岸壁駐車場 (D-4-1)		
	緑地駐車場 (D-4-2)		
	マリンタウン駐車場 (D-4-3)		